

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

業務の簡素化や効率化、情報の共有化等によって職場環境の整備を行い、すべての職員がその能力を十分に発揮し、職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間

2 内 容

【目標 1】 計画期間内に、時間外労働時間を削減する。

《対 策》

平成 31 年 4 月～ 時間外労働の原因の分析を行い、削減に努める。

【目標 2】 計画期間内に、年次有給休暇の取得日数を増加させる。

《対 策》

平成 31 年 4 月～ 一人あたり年間平均取得日数の取得目標を 12 日以上とし、定期的に職員に周知・啓発する。

【目標 3】 計画期間内に、夏季休暇の取得率を向上させる。

《対 策》

平成 31 年 4 月～ すべての職員が 100%取得することを目標とし、職員に周知・啓発する。

【目標 4】 計画期間内に、育児休業、育児休暇及び子の看護休暇の取得促進を図る。

《対 策》

平成 31 年 4 月～ 育児休業等細則および就業規則を定期的に周知し（特に男性職員）、取得促進を図る。